(名称)

第1条 本会は、北海道鉄道活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本道の持続的な鉄道網の確立に向け、道民が一丸となって利用促進を始めとする 様々な行動を展開するとともに、JR北海道が置かれている厳しい状況を全国に広く発信し、関係 者と共有することで、本道の鉄道に対する国民的理解の促進、応援機運の醸成等を目的として設置 する。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 本道の持続的な鉄道網の確立に向けた道民運動の展開に関すること。
  - (2) 本道の鉄道の役割、現状等に対する国民的理解の促進、応援機運の醸成等に関すること。
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

- 第4条 協議会は、別表の会員をもって組織する。
- 2 前条の事業の実施に当たり、専門的知識を有する者から意見の聴取等を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員及びオブザーバー以外の者を参加させること ができる。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 監事 2名
- 2 役員は、会員の中から、全体会議において選出する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、合議によりその職務を代理する。この場合において、副会長が2名以上置かれているときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理するものとする。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、協議会が解散する時点までとする。

(全体会議)

- 第8条 協議会の全体会議は、会長が招集する。
- 2 全体会議の議決事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 協議会の解散に関すること。
  - (5) その他第2条の目的を達成するために必要と認められる事項
- 3 全体会議の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、あらかじめ会長が指 名した会員がこれに当たる。
- 4 全体会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 全体会議の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第2項第4号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3以上の同意をもって決するものとする。

- 6 会員は、全体会議に出席することができない場合は、当該会員が指名する者を出席させ、又は会 長その他の会員に表決を委任することができる。
- 7 前3項の規定にかかわらず、会長は、感染症のまん延の防止その他のやむを得ない理由により全体会議の開催が困難であると認めるときは、書面により全体会議を行うことができる。 (幹事会)
- 第9条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表の幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、協議会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、北海道総合政策部交通政策局鉄道担当局長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の開催等については、前条の規定の例により行うものとする。 (財務)
- 第10条 協議会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、第1期については2018年12月1日から2019年3月31日までとし、第2期以降については毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課に設置する。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課担当課長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 代表者印の管守に関すること。
  - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関すること。
  - (3) 文書の収受、発送、編纂及び保存に関すること。
  - (4) 協議会の会議事務に関すること。
  - (5) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散)
- 第12条 協議会は、事業の目的を達成したときに、全体会議の議決を経て解散する。
- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、全体会議の議決を経て処分する。 (剰余金等)
- 第13条 協議会は、決算において剰余金が生じた場合には、全体会議の議決を経て、これを処理しなければならない。
- 2 協議会は、決算において欠損金が生じた又は生ずる見込みとなった場合には、全体会議の議決を 経て、これを処理しなければならない。

(責任分担)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因した事故により第三者に損害を与えたときは、その損害について全体会議の議決を得て負担すべき範囲等を決定するものとする。 (委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附即

この規約は、2018年12月1日から施行する。

附 則 この規約は、2021年5月11日から施行する。

附則

この規約は、2022年5月12日から施行する。 附 則

この規約は、2023年 月 日から施行する。